指定給水装置工事事業者のみなさまへ

寝屋川市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年(2019年)10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、 「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から<u>5年間</u>となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	2019年9月30日~2020年9月29日(1年)
H11.4.1~H15.3.31	2019年9月30日~2021年9月29日(2年)
H15.4.1~H19.3.31	2019年9月30日~2022年9月29日(3年)
H19.4.1~H25.3.31	2019年9月30日~2023年9月29日(4年)
H25.4.1~H31.9.30	2019年9月30日~2024年9月29日(5年)

更新については、対象となる 指定給水装置工事事業者さま 宛に、<u>ダイレクトメールにて</u> 通知をします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- ●指定更新の要件は水道法第25条の2 指定の申請)に準拠
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者 ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

- ·<u>様式第一号</u>及び<u>第二号</u>
- -機械器具調書
- ·<u>定款</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人) 又は<u>住民票</u>(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類 (<u>免状</u>又は<u>技術者証</u>等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

※法令第25条の8及び省令第36条に準拠した適正な運営基準について確認を行いま す

- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料(参考)

- 講習会の受講修了証等
- 外部研修の受講実施履歴等 ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び 配管技能の資格の有無(参考)

◆更新申請についてのお問い合せは 寝屋川市上下水道局経営総務課 給水担当 TEL:072-824-1177(内線2435)